

平成28年 2月 3日

各障害者支援施設長様
各関係障害福祉サービス事業所管理者様
各地域活動支援事業所管理者様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

ノロウイルス食中毒警報の発令について

みだしの件について、下記のとおり発令されましたので、お知らせいたします。

本市では平成27年12月17日にノロウイルス食中毒注意報を発令し、ノロウイルス食中毒の予防啓発を行っておりますが、市内及び近隣自治体でノロウイルス食中毒が多発しており、ノロウイルス食中毒が非常に発生しやすい状況にあります。これらの状況を踏まえ、さらなる注意喚起を行うため、本日付けで名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課からノロウイルス食中毒警報が発令されました。

つきましては、貴施設・事業所におきまして、食品衛生管理について、より一層ご注意くださいませうようお願いいたします。

1 発令日

平成28年2月3日（水） 午前11時

2 有効期間

発令日から平成28年2月10日（水）まで

※本警報は発令時より1週間継続し、その後は自動的に注意報へ切り替わり平成28年3月31日まで継続します。

[参考] 発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が継続するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで (自動的に解除)	発令日から1週間 (自動的に解除)

3 食中毒の予防方法

- ・調理従業者等の手洗いの徹底及び体調管理
(下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど)
- ・食品の十分な加熱 (中心温度 85～90℃で 90 秒間以上)
- ・調理器具類の十分な洗浄及び消毒
- ・嘔吐物の適切な処理 など

4 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス対策の詳細につきましては、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>

(障害者支援課指導係：972-2578)